平成２１年（フ）第８５４号
千葉県松戸市西馬橋幸町58番地ウエストパーク西馬橋201号
破産者　永井　則久
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７４号
千葉県松戸市松戸新田17番地の88　松戸パールハイツ101号
破産者　松澤鯛次郎
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２０年（フ）第２４１２１号
東京都多摩市和田1729―２　新都市わだ壱番館―204
破産者　石川　英久
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９４号
東京都品川区北品川２丁目３－４
破産者　山田　弘子
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３０４９号
静岡県御前崎市塩原新田1265―１
破産者　佐藤三枝子
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３０５０号
静岡県御前崎市塩原新田1265―１
破産者　佐藤　チヨ
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９５４号
東京都世田谷区大原２丁目９番11号
破産者　株式会社正朋建築
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７５９５号
神奈川県相模原市すすきの町９―22―203、開始決定時の住所神奈川県相模原市橋本３丁目27―11―903
破産者　高橋　信行
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０１６号
東京都港区芝４丁目７番６号
破産者　株式会社アイシーエヌジャパン
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０１７号
東京都府中市紅葉丘３丁目23―36
破産者　市村　公伯
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９１３９号
茨城県龍ケ崎市中根台１丁目３―15、開始決定時の住所茨城県龍ケ崎市松葉３丁目３―10
破産者　佐藤　　修
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８６１号
神奈川県横須賀市長井３丁目33―14
破産者　荒井　昭一
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５０４号
栃木県宇都宮市陽東３丁目11―６
破産者　小口　史郎
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９１３号
東京都品川区西五反田２丁目１番22号
破産者　株式会社バイオキャリアテクノロジー
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５５０号
東京都墨田区緑４丁目31番１号
破産者　有限会社エスエスエス
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５５１号
千葉県松戸市殿平賀203―１―204
破産者　佐藤　幸基
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７５２号
東京都大田区下丸子４丁目10番４号
破産者　ナックオートクレーブ株式会社
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７５３号
東京都大田区西六郷２丁目36―４
破産者　鬼木　　含
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０４３号
東京都渋谷区桜丘町２番３号
破産者　株式会社ジェー・エス・ビー
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０４４号
埼玉県所沢市西住吉７－３
破産者　児玉　和雄
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８２２号
千葉県千葉市花見川区幕張町６丁目324
破産者　梅津　　薫
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６８号
東京都豊島区高松２丁目５番14号
破産者　株式会社エスジー
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部